

さいたま市都市再生整備計画評価委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、さいたま市都市再生整備計画評価委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 委員会の役割は次の各号のとおりとする。

(1) 事後評価手続き等に係る審査

委員会は、事後評価の手続き及び都市再生整備計画の目標の達成状況の確認等の結果についてその妥当性を審査し、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、意見を述べるものとする。

(2) 今後のまちづくり方策等に係る審査

委員会は、今後のまちづくり方策等の内容の妥当性について審査し、不適切な点又は改善すべき点があると認めた場合は、意見を述べるものとする。

(組織)

第3条 委員会は、5人以内の委員で組織する。

2 委員は、都市計画、まちづくり及び経済、商業に関する有識者の内から適切な人材を充てることとする。

3 委員は、市長が委嘱する。

4 委員会の開催、運営その他の事務を処理するため、委員会に事務局を置く。事務局は、都市局まちづくり推進部まちづくり総務課が処理する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合は、新たな委員を委嘱及び任命することができる。ただし、その任期は前任者の残期とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故がある時、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する

委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議は、必要な時期に委員長が召集する。

- 2 会議の議長は、委員長が務める。
- 3 委員会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 4 委員会は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会において必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成22年8月1日から施行する。